

第十一條第二項第二号中「承認」の下に「(第十三條の二第一項及び第十七條第六項の承認を除く。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 理事長は、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。

第十三條第一項中「理事」の下に「(大学総括理事を除く。次項、第十五條第二項及び第十七條第五項において同じ。)」を加える。

第十三條の次に次の一項を加える。

第十三條の二 大学総括理事は、第十二條第七項に規定する者のうちから、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、学長が任命する。

2 前項の承認は、国立大学法人の申出に基づいて行うものとする。

3 学長は、第一項の規定により大学総括理事を任命したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第十四條中「でない者」の下に「(以下「学外者」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人(学外者が学長に任命されているものを除く。)の理事の任命に関する前項の規定の適用については、同項中「含まれる」とあるのは、「二人以上含まれる」とする。

第十五條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 大学総括理事の任期は、六年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。ただし、大学総括理事の任期の末日は、当該大学総括理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

第十七條に次の二項を加える。

6 第二項及び第三項の規定により学長が行う大学総括理事の解任は、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、行うものとする。

7 第十三條の二第二項及び第三項の規定は、第一項から第三項までの規定による大学総括理事の解任について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十七條第六項」と読み替えるものとする。

第二十條中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項第三号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げる者のほか、大学総括理事を置く場合には、当該大学総括理事を委員とする。

第二十一條第一項中「国立大学法人に、」の下に「(当該国立大学法人が設置する国立大学ごとに当該)を加え、同条第二項第二号中「学長」の下に「(当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては、学長又は当該大学総括理事)」を加え、同条第四号中「学長」の下に「(当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては、当該大学総括理事。次項及び第五項において同じ。)」を加え、同条第三項中「ほか」の下に「、当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては当該大学総括理事」を加え、置く場合には、「を」を置く場合にあつては、「に改め、同条第四項第一号中「前条第四項第一号」を「前条第五項第一号」に改め、同項第二号中「前条第四項第二号」を「前条第五項第二号」に改める。

第二十六條中「から第十九條まで」を、「第十三條、第十四條、第十五條(第三項を除く。)、第十六條、第十七條(第六項及び第七項を除く。)、第十八條及び第十九條」に改め、「(大学共同利用機関)」の下に「、第十三條第一項中「理事」(大学総括理事を除く。次項、第十五條第二項及び第十七條第五項において同じ。)」とあるのは「理事」と、第十四條第二項中「別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項」とあるのは「別表第二」とを加える。

第三十一條の三第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六條第二項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、当該国立大学法人が設置する国立大学に係る学校教育法第九條第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請するものとする。

第五章の章名を次のように改める。

第五節 指定国立大学法人等

第三十四條の九を第三十四條の十とし、第五章中第三十四條の八の次に次の一項を加える。

(二)以上の国立大学を設置する国立大学法人に関する特例)

第三十四條の九 文部科学大臣は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人が設置する国立大学のうち、当該国立大学に係る教育研究上の実績及び管理運営体制並びに当該国立大学を設置する国立大学法人の財務基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、当該国立大学法人の申請により、指定国立大学として指定することができる。

2 第三十四條の四第二項から第五項までの規定は前項の規定による指定について、第三十四條の五から前条までの規定は指定国立大学を設置する国立大学法人について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四條の四第四項及び前条第二項中「指定国立大学法人」とあるのは、「指定国立大学」と、第三十四條の五第一項中「当該指定国立大学法人」とあるのは、「当該指定国立大学」と読み替えるものとする。

第三十五條の表第十四條第一項の項中「学長」の下に「(当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について国立大学法人法第十條第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあつては理事長とし)」を加え、「機構長」を「機構長とする」に改め、同表第十五條第二項、第十六條、第二十四條、第二十五條及び第二十六條の項中「第二十五條及び第二十六條」を「及び第二十五條」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十六條 法人の長が任命する	学長が任命する。ただし、国立大学法人法第十條第三項に規定する大学総括理事が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十二條第三項に規定する職務を行う国立大学の副学長、学部長その他政令で指定する部署の長及び教員(教授、准教授、助教、講師及び助手をいう)並びに国立大学法人法第二十三條の規定により当該国立大学に附属して設置される同条に規定する学校の校長又は園長及び教員、教頭、教諭その他の政令で定める者をいう)を任命し、免職し、又は降任するときは、当該大学総括理事の申出に基づき行うものとする。
-----------------	--

第三十五條の表第三十九條第三項の項中「第十一條第七項」を「第十一條第九項」に改める。

第四十條第一項第四号中「第十一條第五項若しくは第六項」を「第十一條第七項若しくは第八項」に改め、同項第五号中「同項」を「同項」に改め、「第三十四條の五第一項」の下に「(指定国立大学を設置する国立大学法人にあつては第二十二條第一項及び第三十四條の九第二項において準用する第三十四條の五第一項)を加え、同項第十号中「第三十四條の九第二項」を「第三十四條の十第二項」に改め、同条第二項中「第十一條第七項」を「第十一條第九項」に改める。

附則第二條を次のように改める。

第二條 削除

附則第三條第一項中「整備法」を「国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第十七号。以下「整備法」という。)」に改める。

附則第四條並びに第六條第一項及び第四項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。